

弘前市DV被害者等緊急一時保護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第2条の規定及び、弘前市と弘前市旅館ホテル組合の間で締結した、DV被害者等の緊急一時保護のための宿泊施設利用に関する協定に基づき、DV被害者等を緊急一時的に保護し身の安全を確保することを目的とする、弘前市DV被害者等緊急一時保護事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)DV 法第1条(法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

(2)DV被害者等 DVを受けた者及び緊急一時保護を必要とする同伴家族
(避難施設)

第3条 事業は、あらかじめ事業の実施について協定を締結している弘前市旅館ホテル組合に加入している宿泊施設(以下「避難施設」という。)において実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有するDV被害者等であって、次の各号の全てに該当する者とする。

(1)避難に要する費用を所持しておらず、近親者等から金銭の援助を受けられない等、現に経済的に困窮している者

(2)相談の時間帯等により法第3条第3項第3号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する一時保護を受けることができない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業の対象者とすることができない。

(1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症にかかり避難施設の利用者等にまん延するおそれがあると認められる者

(2)医療機関で医療を受ける必要があると認められる者

(3)旅館業法第5条(昭和23年法律第138号)又は青森県旅館業法施行条例(昭和45年青森県条例第57号)に規定する事由により避難施設が受け入れることができない者

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が受け入れることができないと判断した者

3 上記にかかわらず、緊急的に保護が必要と市長が判断する場合はこの限りではない。

(利用の期間)

第5条 事業の利用期間は3泊までとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

(利用申請及び決定)

第6条 避難施設の利用を希望する者は、弘前市DV被害者等緊急一時保護事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに申請内容を確認のうえ、事業の

利用の可否について、弘前市DV被害者等緊急一時保護事業利用可否決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の利用決定を行ったときは、弘前市DV被害者等緊急一時保護事業利用決定通知書（様式第3号）により避難施設へ通知するものとする。

4 特に緊急を要する場合にあっては、第1項、第2項及び第3項に係る書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

（実績報告）

第7条 避難施設は、事業の終了後速やかに弘前市DV被害者等緊急一時保護事業利用実績報告書兼請求書（様式第4号）により市長に報告及び請求するものとする。

（費用の支弁）

第8条 市長は、前条に規定する報告があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該報告書兼請求書を受領した日から30日以内に、DV被害者等が実際に要した避難施設の客室料又は部屋代及び駐車場代を避難施設へ支払うものとする。ただし、その上限額は1泊1人当たり10,000円以内とする。

（利用決定の取消し）

第9条 市長は、事業の利用決定を行ったDV被害者等が偽りその他不正の手段により利用決定を受けたと認めるときは、当該利用決定を取り消すことができるものとし、利用決定を取り消された者が既に事業を利用している場合は、事業に要した費用の一部又は全部を当該DV被害者等に対して請求することができる。

2 市長は、前項に規定する利用決定の取消しを行ったときは、DV被害者等へ理由を付して書面により通知するものとする。

（秘密の保護）

第10条 弘前市旅館ホテル組合及び避難施設は、本事業の処理上知り得た秘密を、本事業の継続中だけでなく、本事業終了後も一切他に漏らしてはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。